

平成 28 年 7 月 20 日

水道料金等改定
参考資料
(水道料金算定要領)

平成 28 年 7 月

盛岡市水道料金算定要領

まえがき

水道料金は、給水サービスの対価であるから、可能な限り低廉かつ公平でなければならないとともに、地域住民の要求する水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化を図るために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやしくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の能率的な経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるからである。

このような事態を回避又は解決するための最大の要件は、料金の適正化を図ることである。

そして、料金が適正であるためには、次の要件が必要である。

第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。

第二に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。

第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は、個別原価に基づき算定されているものであること。

I 水道料金算定要領

第1条（総則）

水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公正な利益と水道事業の健全な発達をはかり、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

第2条（総括原価）

水道料金は、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づく合理的な水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

第3条（料金算定期間）

料金算定期間は、原則として将来の4年間とする。

第4条（営業費用）

営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、工事請負費、減価償却費、資産減耗費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

各費用及び控除項目の額の見積りにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

1 人件費

人件費は、給料、諸手当、賞与引当金繰入額、賃金、報酬、法定福利費、法定福利費引当金繰入額及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の傾向等を考慮して適正に算定した額とする。

特に、退職給付費は職員の年齢構成の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

2 薬品費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

3 動力費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

4 修繕費、工事請負費

修繕費及び工事請負費は、水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

5 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

6 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

7 その他の維持管理費

通信運搬費、委託料、手数料、備消耗品費等その他の維持管理費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

8 控除項目

控除項目は、水道料金以外の収益で、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。ただし、長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めないものとする。

第5条（資本費用）

資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。

1 支払利息

支払利息は、企業債の利息、取扱諸費及び発行差金償却費並びに一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

2 資産維持費

資産維持費は、事業等の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

第6条（料金体系）

1 個別原価主義

水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金の二部料金として設定するものとする。

各使用者群は、給水管の口径により分類する。

2 特別措置

各使用者群の基本料金に対し、生活用水への配慮及び給水需給の実情から必要がある場合には、費用の一部の配賦率を調整することができる。また、従量料金について、給水需給の実情等により適当な区画を設けて、逦増または逦減料金制をとることができる。

3 経過措置

本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる。

（平成 28 年 月 日 上下水道事業管理者決裁）